

国民年金 からの お知らせ

『社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書』が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめた国民年金保険料を納付した人には、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

保険料の追納をお勧めします

国民年金保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間については、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

また、若年者納付猶予や学生納付特例の承認を受けたまま追納しなかった場合、その期間については、年金を受けるための資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

そこで、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年日以降に追納する場合には、当時の保険料に経過した年数に応じて加算額が上乘せされます。

保険料を納め忘れた人には

電話による納付のご案内をしています

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。

保険料の納め忘れなどで未納となっている人に対して、日本年金機構が委託した会社（株式会社アイヴィジット）が電話により保険料の納付のご案内をしています。この際、個人のプライバシーに関することについてお尋ねすることはありません。

大事な年金の受給権を失わないために、保険料はきちんと納めましょう。

国民年金保険料の納め忘れがある皆さんへ

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間がある人は、お申し込みにより、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長（「後納制度」といいます）されます。

問合せ▼

高崎年金事務所（☎322-7731）